

2020年（令和2年）9月28日

指定居宅介護支援事業者 様

藤沢市長 鈴木 恒夫  
(公印省略)

特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門員の兼務について（通知）

日頃から、本市介護保険事業の運営につきまして、ご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

標記について、厚生労働省へ照会し得た回答を踏まえ、本市の取り扱いの一部を変更するので通知します。

1 特定事業所加算の算定に係る人員配置要件

【変更前】

居宅介護支援事業所の管理者を兼務している介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に含まれる。

↓

【変更後】

居宅介護支援事業所の管理者を兼務している介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に含まれない。

※居宅介護支援事業所の管理者を兼務している主任介護支援専門員については、特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）及び（Ⅲ）の算定要件である「常勤かつ専従の主任介護支援専門員」に含まれます。（老企第36号第3の11）

2 留意事項

新たに特定事業所加算を算定する場合には、【変更後】の人員配置要件を満たしているか確認の上、届け出してください。

現在加算を算定している事業所のうち、本通知により人員配置基準を満たさなくなる事業所においては、別表（裏面）により届出等を行ってください。

## 別表

配置要件の充足	必要な届出	期日
管理者の主任介護支援専門員資格の取得	なし	<u>令和3年3月31日</u>
管理者を主任介護支援専門員に変更（配置換え）	変更届 （管理者の変更）	
常勤かつ専従の介護支援専門員の追加	変更届 （介護支援専門員の増員）	
上記の方法により令和3年3月31日までに配置要件を満たせない見込みである場合	加算届 （特定事業所加算の取り下げ）	要件が満たせないと見込まれた時点で、 <u>速やかに届出</u> してください
	加算届 （特定事業所加算の下位区分への変更）	

※従来どおり、人員や運営に関する基準省令においては、令和3年3月31日までの間は、管理者と介護支援専門員の兼務は可能です。

※本市への変更届出等については、ホームページより必要な書類をご用意ください。

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kaigo-j/kenko/fukushi/kaigohoken/jigyosha/kyotakukaigoshien/shitei.html>

ホーム>健康・福祉・子育て>福祉>介護保険>事業者向け>居宅介護支援>居宅介護支援事業者の指定

以 上

事務担当  
福祉健康部 介護保険課  
総務・給付担当  
TEL 0466-50-3527  
FAX 0466-50-8443